

スタートアップ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、スタートアップ応援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、以下の各号のいずれかに該当する者で、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。)に定める創業支援資金(以下「創業支援資金」という。)又は株式会社日本政策金融公庫の実施する新創業融資制度(以下「日本公庫新創業融資」という。)の融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約(以下「金消契約」という。)を締結した者(以下、「対象事業者」という。)が借り入れた債務(以下「対象債務」という。)に係る利子負担について支援することを通じて創業初期の経費負担軽減を図ることを目的として交付する。

ただし、日本公庫新創業融資は申請者が女性または若者(34歳以下)、シニア(55歳以上)の方であって、「女性、若者/シニア起業家資金」の利用者である場合にのみ対象とする。

- (1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定創業支援等事業計画(以下「創業支援等事業計画」という。)に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者
- (2) 鳥取県内各の商工団体(各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会)の代表者が上記に準じる者として認めた者

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、対象債務の元金残高を有する対象事業者が行う利子の返済(以下「補助事業」という。)に対し、創業支援資金又は日本公庫新創業融資の最初の利子(融資当日に支払う利子も含む)の属する月から36か月以内の期間(以下「対象期間」という。)において、予算の範囲内で本補助金を交付する。

ただし、日本公庫新創業融資に係る金消契約に定める償還条件については、年0.83パーセントに基づき算定した部分以内を対象とする。

- 2 本補助金の額は、対象債務に係る金消契約に定める償還条件について、対象事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子(融資当日に支払う利子分も含む)に相当する額の合計以下とする。
ただし、債務の不履行等により生じた延滞利息等は含まない。
- 3 本補助金は、県内に事業所を有し、事業を営んでいる者(県内に新たに事業所を開設し、事業を開始する具体的計画を有する者、又は事業を営んでいない者で、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する者を含む。)を対象とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、創業支援資金又は日本公庫新創業融資の借り入れを行った日から3か月以内に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(進捗状況の報告)

第7条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、第8条の報告に係る年度を除き、最初の利子支払い日から起算して1年が経過した日の属する月の末日及び2年が経過した日の属する月の末日までに様式第3号により提出するものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに交付決定した本補助金については、なお、従前の例による。

この要綱は、平成29年6月28日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

この要綱の施行前にスタートアップ応援事業補助金交付要綱の規定により交付決定された補助事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

スタートアップ応援事業計画書

（※交付申請書（規則様式第1号（第5条関係））に添付してください。）

借入年月日	年 月 日
借入金融機関名	
借入金額	金 円
借入利率	年 %
補助対象利払い期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※「補助対象利払い期間」は最初の利子支払い日の属する月から起算して36月以内の日までを記載してください。

※「利子前払い」の場合は、最初の利払い（融資当日に支払う利子分）も含めてください。

〔添付書類〕

1. 利子額が確認できる書類
 - ・創業支援資金の場合：借入れに係る償還（計画）表の写し又は利息計算書等の写し（融資当日に支払う利子がある場合はその額が確認できる資料も添付）
 - ・日本公庫新創業融資の場合：支払明細書等の写し
2. 以下のいずれかの文書の写し
 - ・産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことについての県内市町村長の証明
 - ・支援を受けた商工団体の代表者が上記に準じる者として認めたことが確認できる文書
3. 日本公庫新創業融資で申請をする場合、融資を受けたことを証明する書類（株）日本政策金融公庫が発行

事業の概要等

事業所名	
業 種	
事業概要 （具体的に記載すること）	

申請者の連絡先 ※記載された個人情報は、本補助金に関する申請者への連絡目的のみに使用します。

電話／ファクシミリ	電話（ ） — / ファクシミリ（ ） —
携帯電話番号	（ ） — ※日中連絡可能な番号を記載してください。
メールアドレス	@

スタートアップ応援事業収支予算書

（単位：円）

区分	償還期間	収入額 （県からの補助額）	支出額 （金融機関への利払い額）
1年目	1か月～12か月		
2年目	13か月～24か月		
3年目	25か月～36か月		
合 計			

※最初の利子支払い日の属する月から36か月以内の償還額について、12か月ごとの合計金額を記載してください。

「利子前払い」の場合は、最初の利払い（融資当日に支払う利子分）も含めて1年目の欄に記載してください。

※収入額（県からの補助額）は、日本公庫新創業融資の場合は年0.83パーセントに基づき算定した額を、それ以外、金融機関への利払い額を記載してください。

※交付申請書（規則様式第1号（第5条関係））の「算定基準額」の欄に、「支出額の合計額」を記載してください。

番 年 月 日 号

様

鳥取県知事

印

年度スタートアップ応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったスタートアップ応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、スタートアップ応援事業補助金とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、スタートアップ応援事業補助金交付要綱（平成27年年3月9日付第201400184318号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

住所 (所在地)
 名 称
 (代表者)氏名

印

スタートアップ応援事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった上記補助金に係る 年目の進捗状況について、スタートアップ応援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
 また、スタートアップ応援事業補助金については、下記口座に振り込んでください。

記

区 分	交付決定額 (算定基準額も同じ)
交付決定総額 (①+②+③)	円
1年目の実績額 (①)	円
2年目の予定 (実績) 額 (②)	円
3年目の予定 (実績) 額 (③)	円

※最初の利子支払い日の属する月から36か月以内の償還額について、12か月ごとの合計金額を記載してください。

[添付書類] 金融機関への支払いを証明できる資料 (前年度分利払い分に係る金融機関の発行する取引明細書 (創業支援資金の場合) や利息支払証明書 (日本公庫新創業融資の場合) 等)。ただし、支払いの実績が証明できない金融機関等が作成した償還計画等を除く。

(振込先情報)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人のカタカナ表記	

様式第4号 (第8条関係)

年度スタートアップ応援事業報告書

(※実績報告書(規則様式第5号(規則第17条関係))に添付してください。)

借入年月日	年 月 日
借入金融機関名	
借入金額	金 円
借入利率	年 %
補助対象利払い期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (36か月以内)

[添付書類]

○金融機関への支払いを証明できる資料(前年度分利払い分に係る金融機関の発行する取引明細書(創業支援資金の場合)や利息支払証明書(日本公庫新創業融資の場合)等)。ただし、支払いの実績が証明できない金融機関等が作成した償還計画等を除く。

スタートアップ応援事業収支決算書

(単位:円)

区分	償還期間	収入額 (県からの補助額)	支出額 (金融機関への利払い額)
1年目	1か月~12か月		
2年目	13か月~24か月		
3年目	25か月~36か月		
合 計			

※支出額は、最初の利子支払い日の属する月から36か月以内の償還額について、12か月ごとの合計金額を記載してください。

※「利子前払い」の場合は、最初の利払い(融資当日に支払う利子分)についても含めてください。

※実績報告書(規則様式第5号(規則第17条関係))の「実績」欄の「算定基準額」欄に、「支出額の合計額(太枠)」を記載してください。

スタートアップ応援事業補助金については、下記口座に振り込んでください。

企業・団体の名称

(代表者) 氏名

印

記

(振込先情報)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人のカタカナ表記	